経済構造実態調査規則の一部を改正する省令

経済構造実態調査規則（平成三十一年総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　統計法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定するもの（以下「経済センサス活動調査」という。）の実施中間年（経済センサス活動調査を実施する年以外の年をいう。以下同じ。）における経済構造統計を作成するための調査のうち全ての産業の付加価値等の構造を明らかにする調査（以下「経済構造実態調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。 （調査の目的） **第二条**　経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。 （調査の種類） **第五条**　経済構造実態調査は、産業横断調査及び製造業事業所調査とする。 （調査の対象） **第六条**　産業横断調査は、事業を経営する個人及び法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する法人を除いた企業であって、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに、各分類に属する法人の売上高を上位から累積し、当該分類における売上高総額の八割を達成する範囲に含まれるもの（以下「産業横断調査企業」という。）について行う。 ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ 一　［略］ 二　［略］ 三　［略］ ［削る］	（趣旨） **第一条**　統計法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定するもの（以下「経済センサス活動調査」という。）の実施中間年（経済センサス活動調査を実施する年以外の年をいう。以下同じ。）における経済構造統計を作成するための調査のうち製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにする調査（以下「経済構造実態調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。 （調査の目的） **第二条**　経済構造実態調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。 （調査の種類） **第五条**　経済構造実態調査は、甲調査及び乙調査とする。 （調査の対象） **第六条**　甲調査は、事業を経営する個人及び法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する法人を除いた企業であって、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに、各分類に属する法人の売上高を上位から累積し、当該分類における売上高総額の八割を達成する範囲に含まれるもの（以下「甲調査企業」という。）について行う。 一　大分類Ａ―農業、林業 二　大分類Ｂ―漁業 三　大分類Ｃ―鉱業、採石業、砂利採取業 四　大分類Ｄ―建設業 五　［同上］ 六　［同上］ 七　［同上］ ２　乙調査のうち、企業に関する調査は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業に属する企業であって、総務大臣及び経済産業大臣が指定するもの（以下「乙調査企業」という。）について行う。 一　小分類四一一―映像情報制作・配給業 二　小分類四一二―音声情報制作業 三　小分類四一三―新聞業 四　小分類四一四―出版業 五　小分類四一六―映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 六　小分類六四三―クレジットカード業、割賦金融業